

所有者等の探索、特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ
別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和8年2月13日 新潟地方法務局南魚沼支局 登記官 久保田 瓦

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積 (m ²)
	所在	地番		
1106-2024-0008	南魚沼市小栗山字谷地田	1270-1	墓地	19